



## 三木市公共施設案内予約システム利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、三木市公共施設案内予約システム（以下「みっきいネット」といいます。）を利用して、三木市及び指定管理者（以下「市等」といいます。）が管理する公共施設等（以下「施設」といいます。）の利用申込み等をする際に必要となる利用者登録の手続等について、必要な事項を定めるものです。

### (利用規約の同意)

第2条 みっきいネットを利用して施設の利用申込み等を行うには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市等はみっきいネットによるサービスを提供します。

2 みっきいネットの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、みっきいネットを利用できません。

### (利用者登録の対象者)

第3条 みっきいネットの利用者登録をすることができるものは、団体及び個人（団体に属さない方に限ります。以下同じ。）とします。

### (利用者登録の申込み)

第4条 みっきいネットの利用を希望する団体又は個人は、登録受付窓口において、本人（団体の場合は代表者本人または代理人）確認のできる書類（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど）を提示のうえ、三木市公共施設案内予約システム利用者登録申請書（以下「申請書」といいます。）を提出しなければなりません。

### (利用者登録)

第5条 利用者から前条の規定により申請書の提出があった時は、市等は申請書の内容を確認し、登録者（みっきいネットのサービスを受ける団体又は個人をいいます。以下同じ。）として承認する場合は、申請書の内容、ログイン名及びパスワード（登録者が任意に定める半角英数字4文字以上20文字以内のもの。以下同じ。）をみっきいネットに登録する。

### (ログイン名及びパスワードの利用及び管理)

第6条 登録者は、みっきいネットの利用にあたっては、ログイン名及びパスワードをみっきいネットに入力することにより、利用申込み等の手続等（以下「利用手続等」といいます。）を行うことができます。

2 登録者は、ログイン名及びパスワードを次の事項に注意して、自己の責任において厳重に管理してください。

- (1) ログイン名及びパスワードは、他人に知られないように管理すること。
- (2) パスワードは、定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めること。
- (3) 他人からのパスワードの照会に応じないこと。
- (4) パスワードを忘れた場合は、速やかに、第4条の規定による利用者登録を最初に行った施設に連絡し、その指示に従うこと。

3 市等は、これら厳重に管理されたログイン名及びパスワードにより行われた利用手続等については、本人により行われたものとみなします。

### (利用者登録の変更)

第7条 登録者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに、市等の登録受付窓口へ届け出なければなりません。

2 登録者は、前項の利用者登録の変更を行う場合は、申請書を提出しなければなりません。

### (利用者登録の有効期間)

第8条 利用者登録の申込みがされ、市等が登録者と認めた日を登録日とします。

2 利用者登録の有効期間はありません。ただし、登録日から、5年間、一度も施設の利用がなかった場合は、利用者登録を抹消する場合があります。

### (利用の一時停止)

第9条 施設の使用料等の支払いが滞っている場合、登録者が本規約に違反した場合、その他市等が必要と認める場合は、登録者のみっきいネットの利用を一時停止することができるものとします。

### (登録資格の喪失)

第10条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。この場合において、登録者は、債務全額を返済するものとします。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 施設の管理に関する条例若しくは規則又はこの規約に違反した場合

- (3) 施設の使用料等の債務の履行を怠った場合
- (4) 登録者が所定の登録廃止の手続を行い、市等が認めた場合
- (5) 死亡又は失踪宣告を受けた場合
- (6) 住所の変更の届を怠る等、登録者の責めに帰すべき理由により登録者の所在が不明となった場合
- (7) みっきいネットに対し、不正にアクセスした場合
- (8) みっきいネットの管理及び運営を故意に妨害した場合
- (9) 暴力団（三木市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号で規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）と認めた場合
- (10) その他登録者として不適当と認めた場合

### (施設規則の遵守)

第11条 利用者は、当該施設に定められた関係規則に従い、定められた目的以外の使用はできません。

### (施設の利用方法)

第12条 みっきいネットにより利用申込手続等を行う施設の具体的な利用方法は、市等が別に定めます。

### (利用時間)

第13条 みっきいネットの利用時間は、24時間365日です。  
2 前項の規定に関わらず、緊急の保守又は点検を行う場合は、みっきいネットの一部又は全部を停止する場合があります。運用の停止を行う場合は、三木市のホームページ等で事前にお知らせしますが、市等が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

### (免責事項)

第14条 市等は、登録者がみっきいネットを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

2 市等は、みっきいネットの運用の停止、中止又は中断等により登録者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

### (個人情報の保護)

第15条 登録者の申込みに基づく個人情報について、市等は、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払います。

2 市等は、登録者の申込みに基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じたうえで、みっきいネットの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として各施設の管理者が利用する場合があります。

### (登録情報の字体)

第16条 提出された申込書の記入字体について、みっきいネットでの取扱いが困難である場合は、みっきいネットで表示される字体（標準字体）になります。

### (管轄)

第17条 みっきいネットの利用又はこの規約に関して登録者と市等の間に生ずるすべての紛争については、市等の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

### (利用規約の変更)

第18条 三木市は、必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更できるものとします。

2 登録者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後にみっきいネットを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとします。

### (その他)

第19条 この規約に定めのない事項その他必要な事項については、三木市が別に定めるものとします。

### 附則

この規約は、令和5年4月1日から施行します。